

西条市農業委員会 令和7年度 第3回総会 議事録

1. 日 時 令和7年6月5日(木) 午後2時00分から午後3時03分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 20名 欠席者 4名 出席率 83.3%

推進委員 出席者 22名 欠席者 8名 出席率 73.3%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂

会長代理 23番 真鍋 美鈴

委 員 1番	越智 一志	9番	長谷川孝師	16番	曾我部英樹
2番	明比 典正	10番	篠森 均	18番	山内ふさえ
3番	徳増 靖記	11番	真鍋 覚	22番	岡田 貴洋
4番	一色 達夫	12番	武方 謙一	24番	宇野 嘉秀
5番	白木あゆみ	13番	鈴木 伸二		
6番	藤田 孝明	14番	武田 弘文		
7番	近藤 明弘	15番	武田 喜義		

○欠席者氏名

17番 武田 安博 19番 徳永 耕治 20番 宇佐美好正 21番 余吾 秀利

○推進委員出席者氏名

委 員 1番	寺田 昌直	12番	眞田 克彦	26番	佐伯 静雄
2番	一色 信之	13番	平木 克彦	27番	玉井 隆志
3番	加藤 武司	14番	中川 英隆	29番	小倉 謙治
4番	高橋 滝雄	16番	山田 好一	30番	日野 貴文
6番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明		
7番	日野 哲也	18番	楠窪 和彦		
9番	岡本 省三	23番	黒河 祐二		
10番	安藤 英利	24番	渡部 靖		
11番	近藤 仁志	25番	佐伯 保親		

○欠席者氏名

5番 伊藤 龍二 8番 宮武 恭宏 15番 武田 義臣 19番 菅 辰郎
20番 高木 秀昭 21番 高橋 寿夫 22番 佐山 林壺 28番 桑原 俊樹

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について
議案第5号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
議案第6号 地域計画における目標地図の変更素案の決定について
議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について
議案第8号 令和6年度西条市農業委員会事業報告について
議案第9号 令和7年度西条市農業委員会事業計画（案）について
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局及びその他の職員

事務局長	渡邊賢一郎	西部分室長	近藤公一
事務局次長	高橋徹也	事務局担当次長	橋田勇作
事務局副主査	遠藤竜彦		

7. 議事内容

事務局	定刻が参りましたので、ただ今から令和7年度 第3回総会を開催いたします。 皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。 はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	ありがとうございました。 それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会 会議規則の規定により、会長が行うこととなっております。加藤会長、 よろしくお願いいたします。
	【会長、議長席に着く】
議 長	ただ今より令和7年度 第3回西条市農業委員会総会を開会いたし ます。これより先は着座にて進行させていただきますので、よろしく お願いをいたします。
	【議事録署名人及び書記の指名】
議 長	それでは恒例ではございますが、議事録署名人の指名を私の方から させていただきます。徳増靖記委員、一色達夫委員の両委員にお願い

をいたします。

本日欠席届が多数出ておりますのでご報告をいたします。農業委員からは、17番 武田安博委員、19番 徳永耕治委員、20番 宇佐美好正委員、21番 余吾秀利委員、農地利用最適化推進委員からは、5番 伊藤龍二委員、8番 宮武恭宏委員、15番 武田義臣委員、19番 菅辰郎委員、20番 高木秀昭委員、21番 高橋寿夫委員、22番 佐山林壱委員、28番 桑原俊樹委員より出ておりますのでご報告いたします。

ただ今の出席農業委員数は、20名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記につきましては、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議長 まず、農地法第3条関係、議案書につきましては3ページになります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、審議内容について事務局から説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。

それでは失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

44号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

45号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

46号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

47号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から賃借権の設定を受けようとする申請でございます。

48号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

49号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

50号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の

〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

5 1 号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書 6 ページをご覧ください。

5 2 号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から借り受けている農地の利用権の期間満了に伴う更新のため、賃借権の設定を受けようとする申請でございます。

5 3 号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

5 4 号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

5 5 号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上 1 2 件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、4 5 号、4 6 号、4 7 号、5 1 号及び 5 4 号は新規就農であり、4 7 号及び 5 1 号の新規就農者については面接を行っていただいておりますので、地区委員の方から報告をしていただきたいと思います。

まず、4 7 号について、近藤明弘委員さんからご報告をお願いいたします。

近藤明弘委員 座ってご報告をさせていただきます。

今回の新規就農者につきまして、5 月 2 3 日に西条市役所本庁において面接を行いました。面接を行ったのは伊藤正夫委員と私、近藤です。当案件の申請人は、〇〇の 〇〇 氏、〇〇 歳であります。申請人は〇〇の 〇〇 に勤務しており、今回農地バンクにて〇〇の農地 〇〇㎡の賃借権設定を受け、市場出荷へ向けたサトイモをメインに耕作したいとのこととあります。申請人は、障がい者施設等において 1 6 年ほど農業経験があるとのこととあります。将来的には規模拡大を行いたい意向もあるとのこととあります。こちらからは西条市での営農や農地の管理について説明を行い、面接を終了しました。最後に、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

なお、私の感想ですけれど、なかなか生きのいい青年であるように見受けいたしました。

以上、報告です。

議 長 ありがとうございます。

次に51号について、長谷川孝師委員さんの方からご報告をお願いいたします。

長谷川孝師委員　今回5月19日に西条市役所本庁において新規就農者の面接を行いました。面接を行ったのは岡本委員、安藤委員、そして、私、長谷川でございます。当案件の申請人は、〇〇の〇〇氏、〇〇歳であります。申請人は〇〇にある〇〇を運営しており、今回、〇〇の農地を購入し、〇〇が運営する宿での食事、バーベキューで提供する野菜等を耕作したいとのことであります。また、申請人は5年ほど農業経験があるとのことでした。申請地はイノシシやサルが出る地域であり、ネットや電柵で対応していきたいとのことであります。こちらからは西条市での営農や農地の管理について説明を行い、面接を終了しました。最後に、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。特に雑草管理に注意するよう念を押しました。

以上で報告を終わります。

議長　ありがとうございました。

近藤明弘委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員の皆さん、大変お忙しい中、お世話になりました。

次に、45号、46号及び54号につきましては、自家消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をお願いいたします。

事務局　失礼します。

45号の〇〇氏であります。譲渡人の〇〇氏が高齢のため土地の処分を考えていることから、〇〇氏にも農地取得の話があり、前から興味を持っていたこともあって、今回の申請となっております。約5年の農作業経験があり、主にキュウリ、ナス、ピーマンを耕作するとの事であります。また、家族も手伝いを行うとの事であります。

46号の〇〇氏であります。当該申請地の隣に〇〇氏が経営する会社があり、仕事の前後や空き時間を利用して耕作を行ってみたいとの事から、今回の申請となっております。約3年の農作業歴があり、インターネット等で耕作について勉強しているとの事であります。主にトマト、キュウリ、サツマイモ、ダイコン、ハクサイを耕作するとの事であり、妻も共に耕作を行うとの事であります。

54号の〇〇氏であります。会社役員と地方議会議員を務めております。今回、農地付きの住宅を購入する運びとなり、その農地部分〇〇㎡についての申請であります。主に季節野菜を耕作する予定であり、母も共に耕作を行うとの事であります。

こちらの3件のうち、45号については、申請地裏手の農地所有者から農地の管理をしてもらえないかと依頼されているとの事であります。そちらへ向かうには申請地を横断する必要があり、申請人以外に管理することは難しい場所にあります。面積は申請地と合わせて1反弱であり、草刈り等の管理をしながら一部を使用して自分たちで消費する野菜を申請地と一緒に耕作したいとの申出があります。そちらについては、今回の許可後に自家消費菜園として使用貸借権の手続きに入る予定にしております。あとの2件については、規模拡大の予定はないとのことであります。また、農地は農地として管理するよう確約させその旨の誓約書の提出も受けております。

以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました12件について、44号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 44号、45号 問題ありません。
46号 問題ありません。
47号 問題ありません。
48号 問題ありません。
49号、50号、51号 問題ありません。
52号、53号 問題ありません。
54号 問題ありません。
55号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんの方からも問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上12件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議長 次に、農地法第4条関係、議案書につきましては7ページになりま

す。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案書8ページをご覧ください。

6号は、〇〇の 〇〇 氏が、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました1件であります、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 6号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条関係

議 長 つづきまして議案書9ページになります。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

27号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

28号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

29号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転

を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

30号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、貸事務所を建築しようとする申請でございます。

議案書11ページをご覧ください。

31号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から賃借権の設定を受け、店舗及び物置を建築しようとする申請でございます。

32号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から賃借権の設定を受け、露天資材置場兼駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地は既に造成され、譲受人の資材置場として使用されておりますが、元々は、高速道路建設時に工事用資材や工事現場で発生した残土を置くために造成されたものであります。当該地は、高速道路の工事が完了した後も原状復旧が行われないうまま当時の所有者であった譲渡人の父親と譲受人によって賃貸借契約が締結され、現在に至るものであります。先般、相続手続きのため譲渡人が調査を行ったところ、当該地が違反転用であることが判明いたしました。このことを知った申請人は、今回の過失を重く受け止め、「以後このようなことのないよう注意し、農地法の手続きを遵守いたします」との始末書が提出されております。

以上6件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました6件について、まず27号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 27号、28号 問題ありません。

(地区担当委員が欠席のため発言なし)

議 長 29号についてはどうでしょうか。

出席者でこの案件についてわかる方はおりませんか。

(発言なし)

議 長 この案件について、事務局からの意見を求めます。

事務局 お答えいたします。

本件の譲渡人と譲受人は親子であります。今回所有権移転を受け

て住宅の建築のため転用するということでございます。宅地も同時に取得するんですけれど、こちらもお譲りいただくということで、全て所有権の移転を目的としております。この際ですのでご説明させていただくと盛土規制法の施行があったんですけれど、こちら切土を約1.4メートル行う訳なんですけれども、1.4メートルは法律に抵触するような高さではありませんので、こちら（盛土規制法）の方も問題なくクリアできるのではないかと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
事務局の方も確認した上で問題ないということでございます。
30号についてお願いいたします。

地区委員 30号 問題ありません。
31号 問題ありません。
32号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さん及び事務局の方で確認して問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上6件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条転用事業計画変更関係

議 長 次に、議案書につきましては12ページ、議案第4号、農地法第5条の規定にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 議案書13ページをご覧ください。
2号は、〇〇の株式会社 〇〇が、貸倉庫1棟の建築を目的として、令和6年度第2回総会にてご審議いただき許可を受けた案件であります。当初貸倉庫の契約を予定していた配送業者とは大型車両の利用状況の変化による理由で契約に至らず、これを踏まえ敷地内の分割

も視野に入れ他の事業者も含め折衝を続けた結果、スイミングクラブを経営する事業者及び中古車販売の事業者が契約に前向きであるとの回答を得られたことから、それぞれの顧客のニーズに応えることとし、需要を多く見込める規模の施設に変更することを再検討した結果、テナント数を2棟に変更しようとするものであります。

以上1件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がありました1件でございますが、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思います。よろしく願いをいたします。

地区委員

2号 問題ありません。

議 長

ありがとうございます。

地元の委員さんの方からも問題ないとのことありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議 長

次に、議案書につきましては14ページ、議案第5号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局

議案書15ページをご覧ください。

位置図及び地番図は16ページになります。

4号であります。申請人は、〇〇地区で農業経営を行っております。現在、父親が所有する倉庫に農業用機械を収納しておりますが、当該倉庫のスペースが不足していること、また、作付面積の増加に伴い、乾燥機の設置場所や作業スペースを確保する必要があることから、父親が使用貸借により借り受けている申請地に農業用倉庫を建築するため、農用地区域内の農地を農業用施設用地に変更しようとするものでございます。

	以上1件、ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 ただ今事務局から説明があった1件でございますが、まず、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。
地区委員	4号 問題ありません。
議 長	ありがとうございました。 地元の委員さんからは問題ないということでございますが、この件に関しまして、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

地域計画における目標地図の変更素案の決定

議 長	次に、議案書につきましては17ページ、議案第6号、地域計画における目標地図の変更素案の決定について、を議題といたします。 まず、議案内容について、事務局より説明をいたします。
事務局	今回は、令和7年3月24日に地域計画が策定されて初めての変更となりますので、議案についてご説明する前に地域計画の変更についてご説明させていただきます。 地域計画の変更が必要な場合についてですが、地域の農業の将来の在り方や農業を担う者、農業用施設を新たに位置付ける場合などの農業上での利用に関する場合、また、地域計画の区域内における公共用地や地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときの転用など農業外で利用する場合に地域計画を変更する必要があります。農業上の利用による変更の場合は、事後の変更が可能であり、例えば、受け手がいない農地で受け手が見つかった場合や、地域の農業者が新たに農業を担う者として位置付けられた場合、これらの内容を年度末にまとめて変更するといったことが可能です。一方、農業外での利用による変更の場合は、農用地区域からの除外や農地転用許可に際して事前に地域計画を変更しておく必要があります。 地域計画を変更する際の手続きとしましては、農業経営基盤強化促

進法第18条に規定する協議の場の開催、協議の場での意見の取りまとめ及び公表、農業委員会による目標地図の変更素案の作成後に地域計画の変更案を作成し、農業委員会、中間管理機構、農協等への意見聴取、変更案の公告、縦覧を経て地域計画の変更を公告することによって手続きが完了します。

なお、地域の名称や地番の変更、農業を担う者の法人化、担う者の相続に伴う目標地図の変更などは、軽微な変更として、変更案に対する関係機関からの意見聴取や公告、縦覧の手続きは必要ないこととされております。

それでは、議案書18ページをご覧ください。

位置図及び地番図は19ページから21ページになります。

1号であります。申出人による農家住宅の建築を目的とした農用地区域からの除外等の手続きのため、申出地を地域計画の区域から除外しようとするものでございます。

申出地は、農業を担う者が決まっておらず、目標地図の当該箇所は空白となっているため、地図自体の変更はありませんが、地域計画を変更する上で、事前の手続きが必要であることから今回ご審議いただくものです。

2号であります。申出人による農家住宅の建築を目的とした農用地区域からの除外等の手続きのため、申出地を地域計画の区域から除外しようとするものでございます。

3号であります。申出人による露天駐車場への転用を目的とした農用地区域からの除外等の手続きのため、申出地を地域計画の区域から除外しようとするものでございます。

なお、事前に行われました協議の場において、3地区とも地域計画を変更することについて意見はございませんでした。

以上3件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました3件になりますが、この地域計画の変更については、今後色々出てくるような案件かと思います。今回が初めての変更ということでございますが、まず、1号から地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

地区委員 1号 問題ありません。

2号 問題ありません。

3号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

3号とも地元の委員さんの方からは問題ないということでございますが、ほかにこの件に関しまして、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上3件を原案どおり決定することとし、市長に提出いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定

議長 次に、議案書につきましては22ページになります。議案第7号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 お手元にお配りしておりますこれらの資料をご覧ください。令和7年度第3回総会議案書23ページの差替え分と農用地利用集積等促進計画（案）の追加議案書、令和7年度第2回総会議案書21ページの差替え分となります。

まず、ページ番号53の1、農用地利用集積等促進計画（案）の追加議案についてご説明いたします。137号は、令和7年度第2回総会において議案第6号、整理番号1号の促進計画（案）としてご審議いただき承認されましたが、農水振興課より設定する権利の終期及び期間に誤りがあったとの申出があったことから、再審議をいただきたくご提案させていただくものでございます。これに伴いまして、第2回総会議案書の21ページ及び第3回総会議案書の23ページ、農用地利用集積等促進計画（案）の概要は、下線を付した箇所のとおり訂正させていただきますことをご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、お配りしております第3回総会議案書23ページの差替え分をご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしていることをご報告いたします。詳細につきましては、議案書24ページから54ページとなっております。

このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画（案）のうち、権利設定の件数は、137件、面積は45万1,340.63㎡、所有権移転の件数は、1件、面積は、6,187.97㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございましたが、その中で議案書30ページの整理番号41号及び42号並びに議案書36ページの整理番号80号及び議案書49ページの整理番号121号の借受人は新規就農者であり、面接を行っていただいておりますので、地区委員から報告をしていただきたいと思います。

まず、41号及び42号の〇〇氏について、藤田孝明委員さんの方からご報告をお願いいたします。

藤田孝明委員 今回の新規就農希望者につきまして5月23日に本庁において面接を行いました。面接を行ったのは、高橋滝雄委員及び私、藤田です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、〇〇才です。今回、〇〇、〇〇の農地〇〇㎡を中間管理機構を通じて借り受け、就農しようとするものです。栽培する作物は、白ネギ、ブロッコリーなどの野菜です。若手就農者の知り合いから農業を勧められ、現在は指導を受けながら作物を栽培しており、今後については、天候に左右されないビニールハウスの設置などを考えていきたいとのことでした。経験が浅いため、心配ではありますが、やる気は感じられました。先輩の農業経営者に、アドバイスや指導を受けるように話をし、面接を終了しました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

次に、80号及び121号の〇〇氏について、日野哲也委員さんの方からご報告をお願いいたします。

日野哲也委員 今回の新規就農希望者につきまして5月19日に本庁において面接を行いました。面接を行ったのは、岡本委員、長谷川委員、安藤委員及び私、日野です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、〇〇才であります。今回、〇〇の農地〇〇㎡を中間管理機構を通じて借り受け、就農しようとするものであります。借り受ける予定の農地では、アカシヤ、ユーカリを栽培する予定です。栽培方法については、実際に生産している経験者から指導を受けており、今後については、周囲の耕作放棄地も借り入れ、安全安心な環境づくりを目指していきたいとの事でした。その他、西条市での営農や管理について指導し面接を終了

しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。
以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございました。
藤田孝明委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員の皆さん、大変お忙しい中、お世話になりました。
先ほど事務局より一括して説明がありましたが、この案件の中で委員の皆さんの方から何かご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

令和6年度西条市農業委員会事業報告

議 長 次に、別冊の議案書その2の2ページになります。議案第8号、令和6年度西条市農業委員会事業報告について、内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、別冊の議案書その2をお手元にご用意ください。
「令和6年度 西条市農業委員会事業報告について」ご説明いたします。総会議案書その2、3ページをご覧ください。
令和6年度は、組織活動体制の整備を進めるとともに、総会を始めとする、各種会議を開催し、議案の審議はもとより、諸問題への迅速な協議、対応を行うなど、農業委員会の円滑な運営に努めました。
また、研修により委員相互の連携と強調を図り、相互研鑽と資質の向上に努めました。
「第2 会議に関する事項」につきましては、3ページから4ページにかけて、昨年度に開催した、総会、幹事会の内容をまとめたものを記載しております。
次に、5ページの「第3 遊休農地対策」ですが、特に周辺への影響が懸念される農地2,721筆、235ヘクタールを中心に、すべての農地を対象にパトロールを実施し、遊休農地面積、約14.2ヘクタールの改善が見られました。
「第4 新規就農者に関する事項」についてですが、農地法等の申請による新規就農者11名の面接を実施いたしました。これらの者に対する許可及び設定面積は、41,866㎡となっております。

委員の皆様におかれましては、新規就農者への、農業指導、育成等、今後ともよろしく願いいたします。

「第5 和解の仲介」は、ございませんでした。

6 ページには「第6 農業委員の組織体制」「第7 事務局の組織体制」を記しております。

つづきまして、7 ページ、事務処理状況です。

「第1 農地法関係処理状況」ですが、農地法第3 条関係では、合計で1 9 3 件、3 8 0 筆、約4 1 万㎡の権利移動が行われました。

次に8 ページ、農地法第4 条、5 条の転用の関係です。

4 条が、1 5 件、約5, 5 0 0 ㎡、5 条が、1 2 9 件、約1 3 万1, 0 0 0 ㎡となっております。目的別の転用状況は、4 の表のとおりとなっております、4 条、5 条合わせまして、1 4 4 件、約1 3 万6, 0 0 0 ㎡の転用がなされております。

次に、9 ページ「第2 利用権設定等の状況」ですが、各種権利の設定と移転、合わせまして、2, 0 1 8 件、約6 7 2 万㎡となっております。

次に、「第3 認定農業者に関する事項」ですが、個人4 5 7 名、共同体2 0 団体、法人6 7 法人、計5 4 4 経営体が認定農業者となっております。

つづきまして、「第4 農業者年金に関する事項」ですが、受給者数が3 0 4 名、待機者数が4 6 名となっております。

1 0 ページから1 1 ページは、農業委員会関連の1 年間の会議等の状況等を記載しておりますのでお目通しいただけたらと思います。

つづきまして、1 2 ページから1 7 ページまでの「令和6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてご説明いたします。

1 2 ページは、令和6 年4 月1 日現在の農業員会の体制、農家、農地等の概要を記しております。

1 3 ページ、「Ⅱ 最適化活動の実施状況」についてです。

「1 最適化の成果目標」の「(1) 農地の集積」につきましては、現状の集積面積3, 0 4 6 ヘクタール、集積率5 5 パーセントであり、令和6 年度の目標面積3, 0 7 8 ヘクタール、集積率5 5. 6 パーセントに対しまして、実績は集積面積3, 1 7 8 ヘクタール、令和6 年度末の集積率が5 7. 4 パーセントと、目標に対する達成状況は1 0 3. 2 パーセントとなっております。

次に、「(2) 遊休農地の発生防止・解消」についてです。直近である令和5 年度利用状況調査により判明した遊休農地の状況を現状としておりまして、1 号遊休農地面積は1 3 0 ヘクタールとなっております。令和6 年度の目標としましては、既存の緑区分の遊休農地解消に向けた目標面積を1 5 ヘクタール、また、1 4 ページ「イ 新規発

生遊休農地の解消」中の前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を5ヘクタールと設定しております。これに対しまして、既存の緑区分の遊休農地解消実績面積が5.1ヘクタールと、目標に対する達成状況は34パーセント、また前年度に新規に発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積は1.2ヘクタールとなっております。

つづきまして、「(3) 新規参入の促進」ですが、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」の目標である57.8ヘクタールに対しまして、15ページにあります実績面積が13.3ヘクタール、目標に対する達成状況は23パーセントとなっております。また、令和6年度中の新規参入は54経営体で、これらの経営体が取得した農地面積は9.5ヘクタールとなっております。

つづきまして、「2 最適化活動の活動目標」についてです。「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、全国農業会議所から1人当たりの活動日数の目標として10日を示されておりますので、月10日を目標としております。

次に、「(2) 活動強化月間の設定」についてですが、強化月間に取り組むこととして農地パトロールの実施を目標に掲げておりましたが、これに対する実績を記しております。

次に、16ページ「(3) 新規参入相談会への参加」ですが、西条農業高等学校で行われました産業祭へ女性農業委員さんが参加してくださり、農業への参入を希望する方に対し個別相談を行いました。

つづきまして、【推進委員等の点検・評価結果】についてです。委員の皆さまより毎月提出していただいております「農業委員会活動記録簿」等を基に、国が定める基準に従い評価した結果、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が47名、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」が6名といった結果になりました。また、農業委員会に対する評価としまして、委員個々の評点を集計し、国が定める基準に従い評価した結果、「目標の達成状況の評語」にあります「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となっております。

つづきまして、17ページ、「Ⅲ 事務の実施状況」についてです。「1 総会、部会の開催実績」「2 農地法第3条に基づく許可事務」「3 農地転用に関する事務」につきましては、先の事業報告と説明が重複しますので省略させていただきます。「4 違反転用への対応」についてですが、随時パトロールを行い、違反転用の防止と適切な指導を行った結果、0.1ヘクタールの違反転用の解消を行いました。

なお、12ページから17ページまでの「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」につきましては、公表が義務付けられておりますので、本会でご承認いただきましたら、市ホームページにて、公表させていただきます。

以上、簡単ではございますが、令和6年度西条市農業委員会事業報告についての説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より報告がありましたが、この報告の中で委員の皆さんの方から何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件、原案どおり承認することといたします。

令和7年度西条市農業委員会事業計画

議長 次に、議案書その2、18ページになります。議案第9号、令和7年度西条市農業委員会事業計画（案）について、内容を事務局より説明をいたします。

事務局 19ページをご覧ください。令和7年度事業計画案についてです。
重点事項等、要点を抜粋してご説明させていただきます。

1の基本方針ですが、本文、4行目から記載しておりますが、本市農業の健全な発展に寄与するためには、① 担い手への農地の集積、集約化、② 遊休農地の発生防止、③ 新規就農者の育成・確保を一層推進することが重要であり、日常の最適化活動や農地パトロールはもとより、令和6年度末に策定された地域計画の見直しのため、地域での話し合いに積極的に参画することといたします。

2の重点課題ですが、主なものとしまして、（1）農地最適化活動の目標の設定等の事務の実施を踏まえた、農業委員会組織体制の整備、強化に取り組んでまいりたいと考えております。（3）の、農地の集積と担い手確保、育成の推進、（4）の農地利用の最適化に向けた取組の指導につきましては、農業委員、関係各所との連携を一層密にし、取り組んでまいりたいと考えております。（5）地域計画の実現とブラッシュアップに向けた取組、（6）の遊休農地の解消対策ですが、そのひとつの方策として非農地判断に向けた取組も推進したいと考えております。

3の農業委員会の活動方針及び事業内容ですが、昨年度と同様、記載の11項目を定めることとしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、令和7年度西条市農業委員会事業計

画案についての説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。

事務局より西条市農業委員会事業計画（案）について説明がありましたが、先ほどの説明の中で委員の皆さんの方で何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件、原案どおり承認することといたします。

報告承認案件

議 長 それでは最後になりますが、議案書55ページ、報告承認案件について、事務局から報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和7年4月16日から、令和7年5月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を16件受理いたしました。また、農地バンクの農地登録を1件、利用登録を2件行っております。以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（意見なし）

議 長 ご意見もないようでございますので、以上で報告承認案件については終了いたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。この際ですので、委員の皆さんの方から何かご意見、ご質問等がございましたらお受けしますが、ございませんか。

（意見なし）

議 長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉会いたします。慎重審

議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	地域計画における目標地図の変更素案の決定について	原案承認
議案第7号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
議案第8号	令和6年度西条市農業委員会事業報告について	原案承認
議案第9号	令和7年度西条市農業委員会事業計画（案）について	原案承認
報告事項	報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）	原案承認

9. 閉会の日時

令和7年6月5日 午後3時03分